

総行行第67号
平成24年5月1日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議員 殿

総務大臣

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成24年政令第136号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第137号。以下「改正令」という。）は、平成24年4月25日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）のうち議決事件の拡大に関する事項は、平成24年5月1日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成23年5月2日付け総行行第57号・総行市第51号各都道府県知事あて総務大臣通知）により示したところですが、改正令の内容は、改正法の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めたものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 改正の内容

1 法第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち、国の安全に関する事その他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第121条の3に掲げるものとする（令第121条の3関係）。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 その他

令第121条の3に定めるもののほか、法第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることに留意されたい。